国道 357 号社会実験推進協議会 事務局運営規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、国道 357 号社会実験推進協議会会則(以下「会則」という。)第 14 条第 5 項 の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2章 事務局

(事務局の事務)

第2条 事務局は、国道357号社会実験推進協議会に関する一切の事務を処理する。

(職員)

第3条 事務局に事務局長、局長代理、事務局職員をおく。

- 2 事務局長は、千葉県県土整備部道路計画課長、事務局長代理は千葉県県土整備部道路計画課高速道路促進室長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、事務局長が任免する。
- 4 第1項に定める職員のほか、必要に応じて臨時職員を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局員を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 局長代理は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、所管の事務を掌握し、職員を指揮監督する。
- 3 職員は上司の命を受け、担当事務を処理する。

(代理)

第5条 事務局長に事故あるときは局長代理が、局長代理に事故あるときは、事務局長が指名するものがその職務を代理する。

(臨時職員の任免)

第6条 事務局運営規定(以下「規定」という。)第3条第4項に掲げる職員の任免は、事務局長が行なう。

第3章 事務局員の服務等

(事務局職員の服務)

第7条 会則第 14 条第 1 項に掲げる職員の服務については、千葉県職員に係る服務の規定を準 用する。

(事務局職員の給料及び手当て等)

第8条 規定第3条第4項に規定する臨時職員の賃金等の額及び支給方法については、千葉県の 例を準用する。

第4章 決裁

(用語の定義)

第9条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事案について、最終的に意思を決定することを言う。
- (2) 専決 事案について、常時会長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 事案について、会長または専決権者が不在の時に、そのものに代わって決裁をすることをいう。

(会長の決裁事項)

第10条 会長は、次の各号に掲げる事項について決裁する。

- (1)協議会の招集
- (2)協議会の承認を要する事項に関すること。
- (3) その他、協議会の運営に関し重要な事項。

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長は、次の各号に掲げる事項について決裁する。

- (1) この規定のうち軽微なもの。
- (2) この規定に基づく諸細則の制定。
- (3) 国道 357 号社会実験推進協議会に係る諸規則の制定。
- (4) 国道 357 号社会実験推進協議会に係る申請、通知、報告及び届出等の事務処理に関すること。
- (5) 業務の委託の決定及び契約に関すること。
- (6) 物品(備品を含む)の購入、借り受け等の決定及び契約に関すること。

(専決事項の特例等)

第12条 前条の規定に定めのないものであっても、その内容により専決することが適当であると 認められるものは、前条の規定に準じて専決することができる。

(代決)

第13条 会長が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

2 事務局長が不在の時は局長代理がその事務を代決する。

第5章 文書の取り扱い

(原則)

第14条 事務は、文書によって処理することを原則とする。

(取り扱い年度)

第15条 文書の取り扱い年度は、会則に定める事業年度とする。

(文書主任)

第16条 事務局に文書主任を置く。

- 2 文書主任は、局長代理が事務局職員のうちから命じる。
- 3 文書主任は、事務局の文書事務について指導を行なう。

(文書の取り扱い)

第17条 事務局の文書等の取り扱いについては千葉県の例を準用する。

(文書の起案及び回議)

第18条 上司の決裁を要する議案は回議しなければならない。

2 回議書は、当該事案に関係する職員、局長代理、事務局長、会長の順にその決裁権者まで回議する。

(文書の記号番号)

第19条 文書記号は「国社実」とし、文章番号は「第 号」を付して、文書記号番号とする。

第6章 公印

(公印の種類)

第20条 協議会で使用する公印の種類及び使用範囲は、別表1のとおりとする。

第21条 前条で定める公印は、事務局職員が保管する。

第7章 財務および会計

(予算の執行)

第22条 予算の執行は、事務局長が専決するものとする。

(出納員)

第23条 事務局長に出納員を置く。

- 2 出納員は事務局長が任免する。
- 3 出納員は、推進協議会に属する金銭及び物品の出納並びに会計事務を行なう。

(出納閉鎖)

第24条 出納は平成17年3月25日に閉鎖する。

ただし、平成 17 年 3 月 25 日以前に実行委員会が解散するときは会長が出納閉鎖の日を 別に定める。

(指定金融機関)

第25条 現金による出納は、会長が指定する金融機関を通じて行なう。

(決算案の作成)

第26条 事務局長は、出納閉鎖後、速やかに決算案を作成し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、決算案の提出を受けたときは、これを審査のうえ、監事の監査に付さなければならない。

(財務及び会計に関し必要な事項)

第27条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は事務局長が定める。

第8章 雑則

(その他)

第28条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

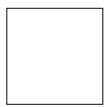
附則

この規定は、平成16年9月2日から施行する。



 $21mm \times 21mm$

2. 国道 357 号社会実験推進協議会事務局長の印



21mm×21mm

3. 国道 357 号社会実験推進協議会事務局出納員の印



内径 10mm、外径 18mm